

呼 称		電気工事技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本電設工業協会
CCUS職種コード		09 電工 - 01 電気工
レベル4	就業日数	10年 (2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録電気工事基幹技能者〔00001〕</li> <li>● 優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)〔91024〕</li> <li>● 卓越した技能者 (現代の名工)</li> </ul> ◇ レベル2、3の基準に示す保有資格 【必須】
	職長経験	3年 (645日)
レベル3	就業日数	5年 (1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種電気工事士免状取得者〔31018〕</li> </ul> ※ただし、下記の保有資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第一種電気工事士試験合格者〔31073〕で認定電気工事従事者〔31074〕 (就業日数1,505日 (7年) 以上)</li> <li>✓ 青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者(建設ジュニアマスター)〔92024〕で第二種電気工事士免状取得者 (就業日数1,505日 (7年) 以上)</li> <li>✓ 第二種電気工事士免状取得者〔31019〕で認定電気工事従事者〔31074〕 (就業日数2,150日 (10年) 以上)</li> </ul> ◇ レベル2の基準に示す保有資格 【必須】
	職長・班長経験	1年 (215日)
レベル2	就業日数	3年 (645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種電気工事士試験合格者〔31073〕</li> <li>● 第二種電気工事士免状取得者〔31019〕</li> </ul>
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ◇印の保有資格は、必須。●印の保有資格は、いずれかの保有で可。